

## 7. 保有個人データの開示等を求める手続

個人情報保護法に基づいて、当社の保有個人データの開示等（利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去、第三者提供の停止）を求める場合の手続は以下のとおりです。

### (1) 開示等の対象

- ・ 当社の保有個人データのうち開示等の請求を行ったご本人に係る個人情報が対象となります。ただし、保有個人データの訂正・追加・削除については当社で管理する保有個人データの内容が事実でない場合、保有個人データの利用の停止・消去については個人情報の保護に関する法律第16条の規定に違反して取扱われている場合または同法第17条の規定に違反して取得されたものである場合、保有個人データの第三者提供の停止については同法第23条第1項の規定に違反して第三者へ提供されている場合に限るものとします。

### (2) 開示等の請求の手続ができる方

- ① ご本人
- ② お客さまが未成年者または成年被後見人の場合はお客さまの法定代理人
- ③ 開示等の請求の手続についてお客さまご本人が委任した代理人

### (3) 開示等の請求の手続

別添の「保有個人データの開示等の請求書」に必要な記載を行い、当該請求書を「本人確認のための書類<sup>\*1</sup>」及び「返信用封筒<sup>\*2</sup>」と共に以下へご郵送により開示等の請求ください。  
<ご郵送先>

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号 兼松ビルディング6階  
フランクリン・テンプレートン・インベストメンツ株式会社  
個人情報担当窓口

<sup>\*1</sup>「本人確認のための書類」について

開示等の請求があった場合には、ご請求者が保有個人データのご本人又はご本人の代理人であることを確認させていただきます。そのため、開示等をご請求される場合は、次の本人確認書類（氏名、住所、生年月日の記載のある部分）をご郵送してください。

イ. 請求者がご本人の場合

下記の①～③のうちいずれかの書類

- ① 運転免許証のコピー（住所が「本籍地」と「同上」とされている場合を除き本籍地は黒塗り等により抹消して下さい。）
- ② パスポートのコピー（本籍地を黒塗り等により抹消して下さい。） + 住民票
- ③ 健康保険証のコピー + 住民票

〔注〕 上記②、③の場合の住民票は、発行日より6ヵ月以内のものに限ります（コピーでも結構です）。なお、住民票に本籍地が記載されている場合には、本籍地に関する記載内容を黒塗りする等、あらかじめ抹消した上で添付してください。

ロ. ご請求者がご本人の代理人の場合

上記(1)のご本人の確認書類の他に以下の書類も必要となります。

- ① ご本人の代理人であることを証する委任状（ご本人の自署、実印を押印したものに限りません。）
- ② 代理人自身の本人確認書類として、上記（1）の①～③のいずれかの書類
- ③ 上記①委任状に係るご本人の印鑑証明

〔注〕 代理人によるご請求の場合でも、回答書の送付は、ご本人あてに限らせていただきます。

\*2「返信用封筒」について

ご本人のお名前、住所を記載した返信用封筒（定型封筒に限ります。）に 600 円分の切手（書留料及び本人限定受取郵便料を含む。）をお貼りいただいたものをご同封ください。

#### (4) 手数料

開示等の手続につきましては、それぞれ以下の手数料を申し受けます。

- ① 住所、氏名等基本的な項目の開示の場合 1,050 円（消費税等込）
- ② 前①以外の開示等の場合 当社までお問い合わせください。

#### (5) 開示等に対する回答の方法・時期

開示等を請求いただいた場合、書面による交付その他の方法により、それぞれ次のとおり回答いたします。

- ① 開示請求された保有個人データを開示する場合 保有個人データを遅滞なく開示いたします。
- ② 開示請求された保有個人データの全部または一部について開示しない場合 遅滞なく、その旨を通知し、また、その決定の理由について、根拠とした法の条文および判断の基準となる事実をお知らせいたします。
- ③ 求められた保有個人データの内容の訂正、追加または削除を行った場合 遅滞なく、その旨（行った内容の訂正、追加または削除の内容を含みます）をお知らせいたします。
- ④ 保有個人データの内容の訂正、追加または削除を行わないこととした場合 遅滞なく、その旨、行わない根拠およびその根拠となる事実をお示しし、その理由をお知らせいたします。
- ⑤ 保有個人データの全部若しくは一部の利用の停止若しくは消去した場合、または第三者への提供を停止した場合 遅滞なく、その旨をお知らせいたします。
- ⑥ 保有個人データの全部若しくは一部の利用の停止若しくは消去を行わないことを決定した場合、または第三者への提供を停止しないことを決定した場合 遅滞なく、その旨（お客さまから求められた措置と異なる措置を行う場合にはその内容を含みます）をお知らせいたします。

なお、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、保有個人データの利用停止等について、お客さまから求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨をご通知させていただく場合またはその措置とは異なる措置をとる旨を通知する場合は、お客さまに、措置をとらないまたは異なる措置をとることとした判断の根拠および根拠となる事実を示して、ご通知いたします。

#### (6) 訂正等

- ① 当社は、お客さまから保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除を求められた場合には、利用目的の達成の範囲内において、遅滞なく事実の確認等の必要な調査を実施し、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正、追加または削除を行います。
- ② 当社は、個人情報の保護に関する法律第 16 条の規定に違反して取扱われている場合または同法第 17 条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、お客様より当該保有個人データの利用の停止または消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用の停止または消去を行います。ただし、当該保有個人データの利用の停止または消去に多額の費用を要する場合その他の利用の停止または消去を行うことが困難な場合であって、お客さまの権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとる場合、当社は、当該保有個人データの利用の停止または消去は行いません。
- ③ 当社は、個人情報の保護に関する法律の規定に違反して第三者に保有個人データが提供されているという理由によって、お客様より当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該

保有個人データの第三者への提供を停止します。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、お客さまの権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとる場合、当社は、当該保有個人データの第三者への提供を停止しません。

## (7) 注意事項

### 注意事項

開示等の請求を行われる場合には、次の事項について、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

- ①上記の「保有個人データの開示等の請求書」、「本人確認のための書類」等に不備がある場合及び返信用封筒に切手が貼付されていない場合には、開示等に応じられない場合があります。この場合、ご提出いただいた申請書類等は一切返却いたしません。
- ②開示の対象となる情報によっては、当社の保有個人データとの照合手続、本人確認手続等により、ご回答に時間がかかる場合があります。
- ③ご本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれのある場合、当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合、法令に違反することとなる場合等に該当する場合には、当社の保有個人データの全部又は一部を不開示とさせていただきます。
- ④第三者への個人情報の漏えい等を防止するため、ご本人を受取人として、ご本人の住所あてに本人限定受取郵便により、送付させていただきます。請求者が代理人の場合でも開示対象者本人を受取人として郵送させていただきます（本人限定受取郵便については、郵便局のホームページをご参照ください）。  
URL : ( [http://www.post.japanpost.jp/service/fuka\\_service/honnin](http://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/honnin) )
- ⑤この開示手続でご提供いただきました個人情報、本人確認、保有個人データとの照合、ご請求者（代理人を含む）への連絡等の開示手続に必要な範囲で利用いたします。なお、ご提出いただいた申請書類等は返却いたしません。

以 上